

令和3年5月11日

各保護者 様

三田市教育長
三田市立八景中学校長

兵庫県における緊急事態宣言が延長されることを踏まえた学校における対応について

保護者の皆様におかれましては、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対してきめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、5月7日に兵庫県を対象とした緊急事態宣言が5月12日から5月31日まで延長されることとなりました。学校では、安全・安心の中で教育活動ができるよう「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本としつつ、十分な感染症対策を徹底したうえで、下記のとおり日々の教育活動を継続してまいりますので、お知らせいたします。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

1. 教育活動について

引き続き兵庫県に緊急事態宣言が出されておりますが、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。なお、感染のリスクが高いとされている活動は行いません。

県内に緊急事態宣言が出されている期間は、保護者や外部関係者が参加する学校行事及び校外学習（修学旅行及び宿泊を伴う校外学習を含む）は行いません。

2. 基本的感染防止対策の徹底について

- (1) 各教室で可能な限り間隔をとって、身体的距離の確保を行います。
- (2) マスクの着用を徹底します。
- (3) 毎日の検温、手洗いを徹底します。
- (4) 学校内は、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
- (5) 給食の際、飛沫を飛ばさないような席の配置をするとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行わないよう徹底します。

3. 登下校の工夫について

- (1) 登下校時（交通機関内を含め）マスク着用とマスクをはずしての会話を行わないよう指導を行います。
- (2) 登下校時、生徒間の距離をとって、密接とならないようマナー指導を行います。

4. 部活動について

「2. 基本的感染防止対策の徹底について」に加え、以下の点に留意し、実施します。

〈感染防止対策〉

- ①実施場所は、原則、学校及びその周辺とします。
- ②活動時間は平日4日2時間以内とします。原則、土日、祝日は活動しません。ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とします。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。
- ③練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は行いません。
- ④更衣室・部室等でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用します。
- ⑤近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けます。

5. 家庭における健康管理等のお願い

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスクの着用など感染症予防を徹底してください。
- (2) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけ、免疫力を高めてください。
- (3) 換気と加湿（湿度40%以上を目安）を心がけ感染予防に努めてください。
- (4) 不要不急の外出は自粛してください。
- (5) 学校から配布する健康観察カードに、毎朝体温等の結果を記録し学校に提出してください。
- (6) 発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養し、高熱や風邪症状が続く場合は、かかりつけ医に電話で相談した上で受診をしてください。また受診結果を学校に報告してください。
- (7) 学校にはマスクを着用して登校させてください。
- (8) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクを準備してください。
- (9) 常時換気をするため、衣服調節ができるよう準備してください。
- (10) 登校後、発熱など風邪症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡やお迎えの連絡がありますので、必ず対応できるようにしてください。
- (11) 塾やスポーツクラブ、スクール等（以下、「習い事」という）に通う場合に、行き帰りを含め、大人の目の届かない場所が増え、その場における感染拡大が懸念されるため、以下についても注意してください。
 - ・習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守してください。
 - ・習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や、PCR検査受診者がいる場合は参加しないでください。
 - ・習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底してください。
 - ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅してください。

6. 次のような場合は、必ず学校に連絡し登校をさせないでください。（欠席扱いになりません）

- (1) 生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合
 - (2) 生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合
 - (3) 生徒本人が、濃厚接触者に特定された場合
 - (4) 生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - (5) 同居家族が、医療機関及び保健所から指示され、PCR検査等を受ける場合
 - (6) 同居家族が、濃厚接触者に特定された場合
 - (7) 同居家族が、発熱等の風邪症状がある場合
- ※ 同居家族以外で、生徒が接触した人の感染が判明したり、児童生徒が接触した人が上記(5)～(7)に該当したりする場合は、学校にご相談ください。

7. 心のケアに関すること

- (1) 教育相談の充実
健康面や学習面でストレス、不安を抱えている場合は、学校にご相談ください。学校では、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察、お子様との個人面談等の機会の拡充を図り、スクールカウンセラー等による支援も行っています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る人権について学ぶ機会の充実
道徳教育を充実させ、あらゆる教育活動において、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見が生じることがないように学びを進めます。